

## 北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会運営要領（案）

平成30年 月 日  
北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会委員長決定

## （趣旨）

第1条 北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## （所掌事項）

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募の方法等に関する審議
- (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
- (3) 申請者の総合的な審査
- (4) 最適な団体の選定
- (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告
- (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

## （組織）

第3条 委員の定数は4人とし、学識経験者で構成する。

2 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会議）

第4条 選定委員会の会議は、非公開とし、会議の概要等は公表する。

## （審査及び選定方法）

第5条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。

2 第1項の委員数が同数の場合は、同項の委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

3 第2項の合計得点が同数の場合は、同項の合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

4 第3項の価格点の得点が同数の場合は、同項の価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

## （関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## （事務処理）

第7条 選定委員会の事務局は、環境生活部文化局文化振興課に置く。

2 事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

## 附則

1 この要領は平成30年〇月〇日から施行する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 <抜粋>  
(平成16年10月19日条例第89号)

第1章 総則

(中略)

(指定管理者候補者選定委員会からの意見聴取)

第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(中略)

第3章 指定管理者候補者選定委員会

(設置)

第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織(地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第2項において同じ。)、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会(次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。)を置く。この場合において、北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)第2条第6号に規定する道営住宅等(次条第2項において「道営住宅等」という。)は、一の施設とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該2以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

(名称)

第14条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

(組織)

第15条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、病院事業管理者の補助組織にあっては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から第6条の規定による指定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第18条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。